

『大阪都制案』

大阪市 [編]

1932年 菊判/54頁 図書番号 OAZ-0236

1888（明治 21）年、市制町村制が公布された。市は法人格をもつ地方団体とされたが、内務大臣と府県知事による監督や委任事務遂行のための強制予算制などにより、事実上、国の統制下に置かれた。また東京、京都、大阪の 3 市には市制特例が施行され、府知事が市長を兼務するなど、他市よりも厳しい統制が加えられた。これに反発した 3 市は、特例撤廃運動を展開し、その結果 1898（明治 31）年、市制特例は廃止された。3 市にも市制が適用されたが、人口数十万を越える大都市を律する制度としては、あまりに不十分であった。

1930（昭和 5）年、政府は大都市制度調査会を設置した。この調査会に、内務大臣は「大都市ニ関スル現行制度ニ改正ヲ要スルモノアリヤ改正ノ必要アリトセハ其ノ要綱如何」を諮問した。委員として参加した 6 大市（東京、大阪、京都、横浜、神戸、名古屋）の市長は、これに対し連名で意見書を提出した。

本書「大阪都制案」は、大阪市役所がこの「各市長連署ヲ以テ答申セラレタル意見書」を骨子として、「其ノ法律案中ニ掲記スルヲ必要ト認メタルモノヲ調査網羅シ起草シタルモノ」である。

本案は全 9 章（および附則）195 条からなり、まず第 1 条で「大阪府ノ中大阪市及其ノ都市計畫區域ニ屬スル町村ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ大阪都ヲ置ク」と定めた。都は「處務便宜ノ爲區ニ劃ス」とされ、その区割りは「從前ノ大阪市の區域ニ在リテハ其ノ區域ニ依リ其ノ他ノ區域ニ在リテハ命令ヲ以テ定ムル區域ニ依ル」（第 6 条）とした。

はしがきには「本案ハ大阪都新設ニ伴フ大阪府ノ殘存部分ヲ以テ新設スヘキ浪速縣ノ設置ニ關スル法律案及大阪都浪速縣ノ組合事業トシテ管理スヘキモノニ關スル法律案（大阪都浪速縣組合法律案）ヲ併セ一體ノ法制ヲ構成スヘキ」とあり、この「浪速縣設置ニ關スル法律案」に従って、大阪府内の大阪都以外の地域を浪速県とした。大阪都の監督については「内務大臣之ヲ監督ス」（第 169 条）と定めている。

また、大阪都には都会と都参事会を設けるとした（第 12 条及び第 85 条）。都会は議員定数 88 人とし（第 13 条）、都条例や都規則の新設・改廃などを議決する（第 63 条）。都参事会は都会議員の中から選ばれた名誉職都参事会員 15 人を定数とし（第 86 条）、都会の権限に属する事案のうち委任されたものを議決する（第 88 条）。都吏員に関しては、「都ニ都長及副都長各一人ヲ置ク」（第 93 条）と定めた。都長の選任は「都會ニ於テ選舉推薦シタル都長候補者三人ノ中ニ就キ上奏裁可ヲ經テ内務大臣之ヲ定ム」（第 94 条）とされ、現行法令中、府県知事又は市長の職務権限に属する事項は、全て都長に属するものとした（第 182 条）。

奇しくも、現在橋下徹大阪府知事が「大阪都構想」を提唱している。この構想では「大阪府」が「大阪都」になることで、産業政策やインフラ整備を都に一本化し、二重行政を解消するとしている。同じ「大阪都制」であっても、市の権限拡張を目的とした「大阪都制案」と、府の権限強化を目的とした「大阪都構想」では、その方向性が異なると言える。

（井上学・市政専門図書館司書）